

施設監査及び確認監査の 事前提出書類、その他の連絡事項について

令和7年5月16日

施設監査及び確認監査の事前提出書類、その他の連絡事項について

▼確認監査（幼稚園型及び地方裁量型認定こども園、新制度の幼稚園のみ提出）

- ①事前提出書類（R6年度からの主な変更）（※事前提出書類は実施通知付までに市HPに掲載します。）
 - ・軽微な修正のみ
- ②事前提出添付資料
 - ・運営規程、園則
 - ・重要事項説明書（入園のしおり等で代替している場合は、代替しているもの）

▼確認監査（特定子ども・子育て支援施設等利用）

- ①事前提出書類（R6年度からの主な変更）（※事前提出書類は実施通知付までに市HPに掲載します。）
 - ・特になし
- ②事前提出添付資料
 - ・特になし

※事前提出書類（エクセルファイル）は「表紙」シートと「点検表」シートがありますので、両方とも作成の上、添付書類と合わせてご提出をお願いします。

施設監査及び確認監査の事前提出書類、その他の連絡事項について

▼施設監査（施設及び事業に応じて提出。幼稚園型及び地方裁量型認定こども園、新制度の幼稚園は提出不要）

幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業

- ①事前提出書類（R6年度からの主な変更）（※事前提出書類は実施通知送付までに市HPに掲載します。）
 - ・軽微な修正のみ
- ②事前提出添付資料（※保育・幼稚園課分）
 - ・施設の平面図（園全体及び各部屋の大きさ位置が分かるもの）
 - ・運営規程、園則
 - ・重要事項説明書（入園のしおり等で代替している場合は、代替しているもの）
 - ・給食関係資料（給与栄養目標量、給与栄養量）
 - ・連携施設に係る協定書の写し（地域型保育事業のみ）

2

施設監査及び確認監査の事前提出書類、その他の連絡事項について

▼その他の連絡事項について

(1)当日の準備資料について

- ・指導監査当日には、関係資料（別途、指導監査実施通知と合わせて通知します。）の準備をお願いします。
- ・指導監査で確認する期間は、原則として前年度及び指導監査直近月までです。
- ・指導監査にあたって、データで管理している書類についてパソコン等の画面上で効率的に確認できる場合は、印刷して紙媒体で準備する必要はありません。
 - ※必要に応じて最小限の印刷をお願いすることがあります。
 - ※また、複数人で指導監査に伺うことから、各担当が確認作業を行えるようご配慮をお願いします。

(2)各種事業の実績報告の確認について

- ・R5年度から実績報告への領収書等の添付を省略したため、報告額と根拠資料の整合性について、指導監査時に合わせて確認することとしています。
- ・上記(1)の準備資料と合わせて、根拠資料の準備をお願いします。
 - ※施設の判断で、報告時に事前に領収書等を添付していただく場合があります。
 - 分のズレが無いかなど、根拠資料を確認させていただきます。
- 各種事業・・・一時預かり、延長保育、地域子育て支援拠点事業、加配保育士事業、障がい児保育事業、認定こども園特別支援教育・保育経費補助事業

3

▼その他の連絡事項について

(3)着眼点の記載方法の変更について

- ①…関係法令等に基づき必ず実施しなければならない内容(違反した場合には指導対象となるもの)と、
- ②…①には該当しないが施設等の運営に資すると考えられる内容(助言の対象となるもの)が明確になるよう、「指導レベル」の項目を新たに追加しました。
- また、着眼点に記載する内容は、関係法令、基準条例、国通知によるもののみとしています。

※変更イメージ(例:保育所(施設監査)着眼点)

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
○	職員の確保	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。	助言	こ成事第175号
○	研修機会の確保	職員に対して資質向上のための研修の機会を確保しているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第7条の2第2項)

追加